

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充及び継続を求める意見書

近年の厳しい雇用状況や福祉・介護人材の安定的な確保などの社会情勢を背景に、国の平成20年度補正予算において措置された介護福祉士等修学資金貸付制度は、介護福祉士養成施設の入学生の経済的負担の軽減により、優秀な人材の確保及び福祉サービスの質の向上を図る上で、重要なものとなっている。

また、東日本大震災による被災学生は就学に困難を極めているので、これらの者に対する優先貸し付けや貸付額の嵩上げなどの措置を講じることや、あわせて被災学生に対する授業料免除等の措置の検討など、特別な配慮が必要である。

よって、国におかれては、近年の厳しい雇用状況の中で、介護福祉士の安定的な確保を図るため、下記事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充及び継続のため、次の事項について措置を講ずること。
 - (1) 資金の積み増しを図ること。
 - (2) 東日本大震災による被災学生に対する優先貸付や貸付額の嵩上げ等の措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様